

【事案の概要】（以下、略称は、別途定めるほかは、原判決の例による。）

1 本件は、控訴人市が株式会社日本理化工業所（本件会社）に対して同市の都市公園である岩舟総合運動公園（本件公園）の敷地内に公園施設を設置することを許可し、本件会社が本件公園に後記建物を含む公園施設を設置するなどしていたところ、栃木市の住民である被控訴人らが、

（1）控訴人市長は、栃木市税条例所定の要件を満たさないにもかかわらず、本件会社に対し同社が本件公園内に設置した別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）に課されるべき固定資産税を免除したとして、控訴人市に対し、地方自治法242条の2第1項2号に基づき、本件建物に係る令和4年1月1日及び令和5年1月1日を賦課期日とする固定資産税の免除決定の各取消しを求め、

（2）控訴人市長は、栃木市公園条例所定の要件を満たさないにもかかわらず、本件会社に対し本件公園の使用料の徴収を怠っているとして、控訴人市長に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、控訴人市長が令和2年4月1日から令和3年2月24日までの間の本件公園の使用料1225万1634円を請求しないことが違法であることの確認を求める事案である。

被控訴人らは、原審において、控訴人市長に対し、原判決別紙物件目録記載の建物に係る令和4年1月1日及び令和5年1月1日を賦課期日とする固定資産税の免除の差止請求及び上記（2）の確認請求をしていたところ、原審がこれらの請求をいずれも認容したため、控訴人市長は、これを不服として本件控訴をした。

被控訴人らは、控訴人市長が、別紙物件目録記載の建物につき、令和4年1月1日及び令和5年1月1日を賦課期日とする固定資産税の免除決定をしたことに伴い、当審において、原判決別紙物件目録記載の建物に係る上記各日を賦課期日とする固定資産税の免除の差止請求から、上記（1）の固定資産税の免除決定の取消請求へと訴えを交換的に変更した。

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」1から3まで（2頁5行目から10頁16行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

（1）原判決2頁6行目の「別紙関係法令の定め」中、31頁20行目末尾の後に、改行して、「3（略）」を加える。

（2）原判決2頁10行目、4頁11行目、19行目、6頁3行目、9行目、7頁2行目、4行目及び10頁13行目の「被告」をいずれも「控訴人市長」に改める。

（3）原判決2頁17行目の「子会社」を「持株会社の子会社」に改める。

- (4) 原判決5頁6行目の「及びその他5つの附属建物」を削る。
- (5) 原判決5頁8行目の「本件建物」の後に「のうち主たる建物」を加え、同行目の「及びトイレ棟」を、9行目の「その他5つの」をそれぞれ削る。
- (6) 原判決5頁13行目の「及びその他5つの附属建物」から15行目の「登記されている。）」までを削る。
- (7) 原判決5頁26行目及び6頁2行目の「本件建物等」をいずれも「本件建物」に、同行目の「差止め」を「停止」にそれぞれ改める。
- (8) 原判決6頁8行目の「本件建物等」を「原判決別紙物件目録記載の建物」に改め、11行目末尾の後に、改行して、次のとおり加える。

「(6) 固定資産税の免除

本件建物に係る令和4年1月1日を賦課期日とする固定資産税は、令和5年1月27日、栃木市税条例71条1項4号に基づき、その全額が免除された。

(B92)

また、本件建物に係る同年1月1日を賦課期日とする固定資産税は、同年5月17日、栃木市税条例71条1項4号に基づき、その全額が免除された。(B102)」

- (9) 原判決6頁13行目冒頭から24行目末尾までを削る。
- (10) 原判決6頁25行目の「(2) 争点2」を「(1) 争点1」に、26行目の「被告」を「控訴人ら」にそれぞれ改める。
- (11) 原判決10頁8行目の「(3) 争点3」を「(2) 争点2」に、9行目の「被告」を「控訴人ら」に、12行目の「被告による」を「控訴人市長による」に、同行目の「(2) (被告の主張)」を「(1) (控訴人らの主張)」にそれぞれ改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、前記第2の1(1)及び(2)の被控訴人らの請求はいずれも認容するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正し、2のとおり当審における控訴人らの主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」1から4まで(10頁18行目から21頁12行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決11頁12行目の「子会社」を「持株会社の子会社」に改める。
- (2) 原判決11頁26行目、12頁3行目、11行目、13頁8行目、17頁17行目、20頁11行目、15行目、22行目及び21頁11行目の「被告」をいずれも「控訴人市長」に改める。
- (3) 原判決14頁18行目の「であった」の後に「が、この使用料は、本件多目的グラウンドの管理等の業務委託を受けた指定管理者が収受しており、控

訴人市が収受することはなかった」に加える。

(4) 原判決15頁1行目の「6時間」を「4時間」に改める。

(5) 原判決15頁13行目冒頭から16行目末尾までを削る。

(6) 原判決15頁17行目冒頭から16頁7行目末尾までを削る。

(7) 原判決16頁8行目の「3 争点2」を「2 争点1」に改める。

(8) 原判決16頁9行目の「地方自治法」を「地方税法」に改める。

(9) 原判決16頁18行目冒頭から17頁3行目末尾までを、次のとおり改める。「このように、地方税法367条は、条例の定めるところにより固定資産税を減免することができる者として、「天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者」や「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者」を挙げた上で、「その他特別の事情がある者」を挙げているところ、法文上、後者の「特別の事情」が前二者と同じ趣旨のものであることをうかがわせる規定はない上、同法6条が、地方税の課税に際し、公益上の事由を考慮していることにも照らすと、公益性のある用途に供されている建物等の所有者に対し、その固定資産税を減免することは可能であると解されるから、上記「その他特別の事情がある者」には、公益上の必要がある者も含まれるというべきであり、同法の委任を受けた栃木市税条例71条1項4号の「特別の事由があるもの」も同じ趣旨であると解される。

そして、公益上の必要性は、その性質上、一般的な類型化が困難なものであり、その有無や程度についての判断は、最終的には固定資産税の減免により一定の行政目的を達成しようとする課税庁の合理的な裁量によらざるを得ないとしても、地方税の賦課処分については、厳密な租税条例主義（憲法30条、地方税法2条、3条）が妥当すること、地方税は地方公共団体の財政の基礎を形成するものであることに照らすと、地方税である固定資産税の減免については、減免の要件の判断に課税庁の裁量の余地がある場合でも、その判断は相応の厳格さをもって行うのが相当である。そうすると、栃木市税条例71条1項4号にいう「特別な事由があるもの」とは、固定資産税の減免を相当とする程度の公共性がある場合における固定資産をいい、固定資産税を減免する判断の前提となった事情に事実的基礎があり、その判断が社会通念に照らして合理性を有すると認められる場合に限り、固定資産税の減免が許されると解すべきであり、固定資産税の減免を許可する決定は、このような合理的裁量による判断において裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があった場合に、違法な処分として取り消すことができるものと解される。」

(10) 原判決17頁4行目から5行目にかけての「子会社」を「持株会社の子会社」に、7行目から8行目にかけての「トイレ」を「トイレ等」に、同行目の「担税力を生み出さないような」を「専ら公益性のある」に、9行目の

「被告」を「控訴人ら」に、14行目の「強い公益性」を「公共性」に、同行目から15行目にかけての「到底認められない」を「認められず、また、控訴人らの主張する経済効果が的確なものであるかどうか不明で、栃木シティFCが今後上位のリーグに昇格する見込みの程度も明らかでないなどの後記事情の下で、本件運動施設が控訴人市の許可を得て設置されている限り、事実上、本件建物に係る固定資産税年額300万円（A12の1及び弁論の全趣旨）が免除され続けることについて、多くの栃木市民の理解が得られているのか判然としないことも考慮すると、固定資産税を免除した控訴人市長の判断について、判断の前提となった事情に事実的基礎があり、その判断が社会通念に照らして合理性を有するものと直ちに認めることは困難である」にそれぞれ改める。

(11) 原判決17頁19行目の「4 争点3」を「3 争点2」に改める。

(12) 原判決18頁3行目、11行目、21行目、25行目及び19頁5行目の「被告」をいずれも「控訴人ら」に改める。

(13) 原判決19頁7行目の「サブグラウンド」から8行目の「60万円」までを「メイン競技場を土日に6時間借りた場合の使用料が60万円、サブグラウンドを土日に4時間借りた場合の使用料が18万円」に改める。

(14) 原判決20頁3行目から4行目にかけての「栃木市以外の」から5行目の「(前記1(7))、」までを削り、7行目の「すなわち」を「この点、控訴人らは、本件運営会社側から、控訴人市以外の地方公共団体もサッカー専用スタジアムの設置を誘致していると説明された旨主張するが、本件建物の固定資産税や本件使用料の減免をめぐる控訴人市側と交渉している中での本件運営会社側の発言等にすぎず、現実には控訴人市以外の地方公共団体が誘致をしていたかどうか、誘致をしていたとしてサッカー専用スタジアムの誘致に向けた協議がどの程度まで進展していたかは不明というほかなく、控訴人らが主張する上記事情をもって、本件使用料を免除しなければ本件会社が本件運動施設を設置しなかった状況にあったということとはできない。さらに」に、10行目から11行目にかけての「及び本件会社」を「並びに本件会社」に、12行目の「されていない」を「されておらず、これらの見込み等を慎重に考慮して本件使用料を免除する決定がされたのかは不明であり、判断に至る過程が適切なものであったのかも判然としない。この点、控訴人らは、複数回にわたる庁議での議論や議員研究会での協議を経て、固定資産税と本件使用料を免除する旨定めた本件覚書が締結されたとか、令和2年1月から3月にかけて市内の複数の地域で住民説明会が実施され、固定資産税と本件使用料を免除する方針であることが説明された旨主張する（B42から46まで、83から90まで）が、本件全証拠によっても、庁議や議員研究会において具体的にどのよう

な内容の協議がされ、固定資産税や本件使用料の免除を認めることとなったのは判然としないし、上記住民説明会についても、固定資産税と本件使用料の免除について検討されている旨が伝えられたことは認められるものの、これらを免除する旨が説明された事実を認めるには足りない」にそれぞれ改める。

(15) 原判決20頁18行目から19行目にかけての「毎年21万円」から20行目の「引換えに、」までを削り、21頁2行目の「については」から同行目の「そうすると」までを「の適用については、固定資産税の減免の場合ほど判断に厳格なものが求められないとしても、慎重な判断が求められるというべきであり、本件使用料の免除の対象となる本件運動施設の設置面積が2万8211平方メートルと相当広範囲にわたり(前提事実(3)ウ)、免除される本件使用料の額も後記のとおり年額1354万1280円に上るなどの本件に現れた事情も考慮すると、」に改め、3行目の「その目的自体が」から同行目から4行目にかけての「限られないとしても」までを削り、4行目の「客観的な根拠」から5行目の「でなければならない」までを「本件使用料を減免する判断の前提となった事情に事実的基礎があり、その判断が社会通念に照らして合理性を有すると認められる場合でなければならない」に改め、7行目末尾の後に「加えて、上記のとおり認定説示した事情の下で、本件運動施設が控訴人市の許可を得て設置されている限り、事実上、本件公園に係る本件使用料年額1354万1280円(計算式:2万8211平方メートル×月額40円×12か月=1354万1280円)が免除され続けることについて、多くの栃木市民の理解が得られているのかについても判然としない。」を加える。

(16) 原判決21頁8行目の「その免除の期間」から9行目の「踏まえても」までを「判断の前提となった事情に事実的基礎があり、その判断が社会通念に照らして合理性を有すると認めることはできず」に改める。

2 当審における控訴人らの主張に対する判断

(1) 控訴人らは、本件多目的グラウンドの廃止により本件公園の経費として約400万円を節減できているほか、本件公園に設置されていたフェンスの更新に要する費用約1億1000万円の支出も不要となったこと、控訴人市は本件多目的グラウンドの廃止前は本件公園の使用料収入を一切得ていなかったが、本件運動施設設置後の令和4年度には合計53万円を超える収入を得ていることなどを理由に、本件運動施設の設置は、控訴人市の財政改善に寄与しており、公益に資するものである旨主張する。

しかしながら、仮に、控訴人らが主張するとおりの財政改善の効果が認められるとしても、これらの財政改善の効果は、あくまで本件運動施設を設置したこと自体によって生じるものであり、本件運動施設の設置に当たり固定資産税及び本件使用料を免除しなければ財政改善の効果が得られないものではないし、

また、本件建物に係る固定資産税及び本件使用料の免除が認められれば、本件運動施設が控訴人市の許可を得て設置されている限り、事実上、年額300万円の固定資産税及び年額1354万1280円の本件使用料が免除され続けることも考慮すると、控訴人らが主張する財政改善の効果が十分なものであるとして固定資産税及び本件使用料を免除する判断に合理性があるということとはできない。

したがって、控訴人らの上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人らは、他の地方公共団体において、J2リーグのサッカークラブに対し、公共施設であるスタジアム等の使用料を免除した例(B94、95)や、クラブが所有するスタジアム等に係る固定資産税を免除した例(B97の1及び2、98の1及び2。ただし、地方公共団体名がマスクングされたもの)がある旨主張する。

しかしながら、サッカークラブの誘致に至る経緯のほか、誘致をめぐる他の地方公共団体との競合の状況や固定資産税等の免除が決定された経緯、誘致により期待される経済効果等の程度やサッカークラブの上位リーグ昇格の見通し、免除の対象となる土地建物の範囲や規模、免除される期間や額の見込み等の事情は、サッカークラブを誘致した地域の実情等によって様々であって、控訴人らが指摘する上記の例が、これらの諸点において本件と同じ状況にあるかどうかは判然としないから、他の地方公共団体において公共施設の使用料や固定資産税を免除した例があることから直ちに、本件会社に対して固定資産税や本件使用料を免除することに合理性があるということにはならない。

したがって、控訴人らの上記主張も理由がない。

(3) 控訴人らは、上記以外にも種々主張するが、原審における主張の繰り返しであって理由がないか、当審の前記判断を左右するものではなく、いずれも採用することができない。

3 よって、被控訴人らの当審における前記第2の1(1)の請求は理由があるから、これを認容し、被控訴人らの前記第2の1(2)の請求を認容した原判決は相当であり、控訴人市長の本件控訴は理由がないから、これを棄却し、なお、原判決主文第1項は、被控訴人らの当審における訴えの交換的変更により、当然にその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 梅本圭一郎 裁判官 矢口俊哉 裁判官 瀬田浩久